

ダイオキシン類緊急対策第二次提言

1999年7月

「ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議」

代表 立川 涼
事務局長 中下 裕子

目次

．はじめに

第1．国民会議の取り組み

第2．母乳・食品汚染についての対策の必要性

第3．提言にあたっての基本的考え方について

．ダイオキシン類の人体（胎児・新生児・乳児を含む）への影響

第1．カネミ油症事件

第2．台湾油症事件

第3．イタリア・セブソにおける農薬工場爆発事故

第4．生殖毒性

第5．甲状腺ホルモンへの影響

第6．免疫機能への影響

第7．発ガン性

第8．その他の毒性

第9．ダイオキシン類汚染による胎児・新生児・乳児への影響についての評価

．母乳汚染対策についての提言

第1．母乳汚染の現状分析

第2．調査研究に関する提言

第3．暫定的対策についての提言

．食品汚染対策についての提言

第1．食品汚染の現状分析

第2．PCB汚染対策に学ぶ

第3．調査研究に関する提言

第4．暫定的対策についての提言

4. 消費者の知る権利、選択の権利の保障

厚生省は第1で述べたように、毎年食品のダイオキシン類汚染調査をしてそれを公表しています。しかし大多数の国民消費者はそれをほとんど知りません。どのような食品がどれくらい汚染されているか、特に妊産婦や乳幼児のいる家庭では、こうした情報は重要です。消費者は食品に関する真実の情報を知る権利があり、その権利に基づいて食品を選択する権利があります。

そこで、政府は各食品のダイオキシン類汚染データに関する分かり易いパンフレットを作成し、一定規模以上の食品売場を持つ小売店などで、食品売場やレジ付近に備えさせ、消費者に提供することが必要です。これにより消費者国民はダイオキシン類汚染の実態を知り、よりよい食品選択が可能になります。

現在妊娠中であつたり、授乳している女性、近い将来妊娠を予定している女性、あるいは乳幼児の食事を整える人などにとっては、こうした情報が何より必要なのです。

この政策は、先に述べたアメリカの食品品質保護法に基づき、農薬についてアメリカ環境保護庁に義務づけられたものです。それをダイオキシン類汚染対策に応用できると、私たち国民会議は考えました。

なお、緑黄色野菜や魚介類など、産地により汚染の度合いが異なることが知られています。消費者としては、各食品の産地をぜひ知りたいので、正しい産地表示が必要です。JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）第19条の3は、「一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するもの」について、農林水産大臣が、製造業者等が守るべき表示の基準を定めなければならない、と定めています。

現在生鮮野菜のうち、ごぼう、アスパラガス、ブロッコリー、さやえんどう、さといも、たまねぎ、にんにく、根しょうが、生しいたけの9品目については、表示基準が定められ、国産品は都道府県名を、輸入品は原産国名を記載することとされています。この9品目については、基準を改正することにより、市町村名まで表示させることが可能です。

しかし、魚介類については法に基づく表示基準が定められていないので、財団法人食品流通構造改善促進機構がガイドラインを定め、事業者に協力を要請し、産地を表示させているのが現状です。

現在の魚についてのガイドラインによれば、養殖魚、沿岸魚、輸入魚、回遊魚ごとに、産地として県名または地名、国名、あるいは漁獲した海域名を記載することとされています。したがって漁業者に対し、詳しい地名や、詳しい漁獲海域名を表示するように申し入れることも可能だと思われます。

今年7月15日JAS法が改正され、2000年から、すべての生鮮食品に原産地表示が義務づけられることになりました。ダイオキシン類により汚染された食品の摂取をできるだけ少なくするためには、すべての生鮮食品の原産地表示が必要であり、その場合、産地

名として都道府県ではなく、市町村などさらに詳しい地域の表示が求められます。
特に魚介類のダイオキシン類汚染は、近海魚に大きいことを考えると、都道府県名だけでは、汚染の有無等を判断するには不十分なので、できる限り詳しい表示が必要だと考えます。

政府のダイオキシン類対策推進基本指針によれば、正確な情報を提供して国民の不安を払拭するとされていますが、「安全である」という抽象的な結果のみの情報では、国民の不安を払拭することはできません。個別具体的な汚染状況に関する生のデータを知らせ、選択できるようにすることが、国民の不安解消の一助となるのです。

なおデータ処理の方法についても、第一次提言で述べたとおり、定量下限値以下の場合定量下限値もしくはその2分の1を加えるなど、国際的に通用する分析方法を取り、クロスチェックも保障する必要があることは言うまでもありません。

(ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議・1997年7月 第二次提言抜粋)